

健発 0907 第 9 号

平成 22 年 9 月 7 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長 } 殿

厚生労働省健康局長



「非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針」の一部改正について

骨髄バンク事業の推進につきましては、平素より御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、非血縁者間の骨髄移植については、「非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針について」（平成 15 年 12 月 19 日付け健発第 1219005 号。以下「局長通知」という。）により実施されているところです。

今般、平成 22 年 8 月 5 日に開催された厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会において、骨髄バンク事業の一環として非血縁者間における末梢血幹細胞移植の導入が了承されたことを踏まえ、局長通知の別紙を別添新旧対照表のとおり改正することといたしますので、これを十分参照の上、引き続き本事業の実施に御協力いただくとともに、貴管内市町村、関係機関、関係団体等に対する周知について御配意下さいますようお願い致します。

なお、改正後全文を参考として添付したので、御活用下さい。